

～ 令和2年4月1日から使用料が変更になります ～

1. カルチャーセンター飛翔 使用料

名 称	定 員	1 時間あたり使用料 (円)	全日 (円)
フレンテ広場	—	4,000	36,000
シアタールーム	61人	1,200	10,800
第 1 学習室	25人	400	3,600
第 2 学習室	25人	400	3,600
会議室	16人	400	3,600
和室	98人	1,200	10,800
応接室	10人	400	3,600
楽屋 1	16人	400	3,600
楽屋 2	16人	400	3,600
楽屋 3	4人	400	3,600
ホールステージ	—	400	3,600

備考

- 土曜日、日曜日及び祝日にシアタールーム又はフレンテ広場を利用する場合の使用料の額は、100分の120を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、使用料に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - 入場料の最高額が3,000円未満の場合にあっては100分の150
 - 入場料の最高額が3,000円以上の場合にあっては100分の200
- 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用するときの使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 町内在住の方の利用する場合の使用料の額は、100分の50を乗じて得た額とする。
ただし、2 及び 3 に該当する場合を除く。
- シアタールーム又はフレンテ広場を練習又は準備のため利用する場合の使用料の額は100分の50を乗じて得た額とする。
- 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、使用した時間の使用料に100分の40を乗じて得た額を加算する。
- 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合の使用料の額は、延長分の時間単価（1 時間未満は 1 時間）とする。

2. カルチャーセンター飛翔 附帯設備等使用料

品 名	単 位	使用料金
視聴覚機器	1 式	3,000